

平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用_新旧対照表

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 平成 25 年 4 月 25 日事調第 150 号 各（総合）振興局産業振興部長あて事業調整課長 一部改正 平成29年12月19日事調第848号 </div> <p>1 遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更についての運用</p> <p>(1) 調達地域の変更による設計変更について</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>(2) 調達地域の変更による設計変更手順等</p> <p>ア 受注者は資材を遠隔地から調達する変更をしたい場合は、変更としたい資材及び理由を「工事施工協議簿」に記載するとともに次の必要な資料を添付し監督員と協議する。</p> <p>(ア) 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由（地域内に建設資材が無い旨を証明する資料）</p> <p>(イ) 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格・形状及び製造・生産工場の名称及びそれを証明する資料（「品質規格証明書」等）</p> <p>(ウ) 製造・生産工場を選定した理由（調達出来る最低価格であることを証明する資料）</p> <p><u>(エ) 輸送起点・経路図</u></p> <p><u>(オ) 見積書</u></p> <p><u>(カ) 資材を遠隔地から搬入する前までの出来高数量</u></p> <p><u>(キ) その他、監督員が必要と思われる事項</u></p> <p>イ 発注者は、提出された資料をもとに変更内容について承諾する場合は「工事施工協議簿」に押印し受注者に通知する。（押印は、整備課長又は農村振興課長、出張所等は<u>所属</u>長（以下「担当課長」という。）、会社責任者まで押印する。）</p> <p>ウ 【 省 略 】</p> <p>エ 【 省 略 】</p> <p>(3) 単品スライドについて</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>(4) 留意事項</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>2 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更についての運用</p> <p>(1) ～ (2) 【 省 略 】</p> <p>(3) 設計変更の対象とする「実績変更対象費」の内容</p> <p style="text-align: center;">ア～イ 【 省 略 】</p>	<p style="text-align: center;">平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 平成 25 年 4 月 25 日事調第 150 号 各（総合）振興局産業振興部長あて事業調整課長 </div> <p>1 遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更についての運用</p> <p>(1) 調達地域の変更による設計変更について</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>(2) 調達地域の変更による設計変更手順等</p> <p>ア 受注者は資材を遠隔地から調達する変更をしたい場合は、変更としたい資材及び理由を「工事施工協議簿」に記載するとともに次の必要な資料を添付し監督員と協議する。</p> <p>(ア) 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由（地域内に建設資材が無い旨を証明する資料）</p> <p>(イ) 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格・形状及び製造・生産工場の名称及びそれを証明する資料（「品質規格証明書」等）</p> <p>(ウ) 製造・生産工場を選定した理由（調達出来る最低価格であることを証明する資料）</p> <p style="text-align: center;"><u>【 追 加 】</u></p> <p><u>(エ) 見積書</u></p> <p><u>(オ) 資材を遠隔地から搬入する前までの出来高数量</u></p> <p><u>(カ) その他、監督員が必要と思われる事項</u></p> <p>イ 発注者は、提出された資料をもとに変更内容について承諾する場合は「工事施工協議簿」に押印し受注者に通知する。（押印は、整備課長又は農村振興課長、出張所 <u>【追加】</u>は<u>出張所</u>長（以下「担当課長」という。）、会社責任者まで押印する。）</p> <p>ウ 【 省 略 】</p> <p>エ 【 省 略 】</p> <p>(3) 単品スライドについて</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>(4) 留意事項</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>2 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更についての運用</p> <p>(1) ～ (2) 【 省 略 】</p> <p>(3) 設計変更の対象とする「実績変更対象費」の内容</p> <p style="text-align: center;">ア～イ 【 省 略 】</p>	<p>建設機械及び器資材 に対応するため追加</p> <p>字句の追加 字句の改正</p>

改 正	現 行	備 考
<p>ウ 宿泊費</p> <p>(ア) 対象とする費用は、労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用とする。ただし、1泊当りの宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。</p> <p>(イ) 受注者は、様式2-2に(ア)に要した費用等を取りまとめ、宿泊費に係る領収書等の写しを添付し、監督員に提出すること。なお、領収書等については、宿泊した労働者ごとに提出すること。</p> <p>(ウ) 1泊当りの宿泊費の上限額は、<u>7,037</u>円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を除く。）とする。</p> <p>別紙-1 ～ 様式-3 【 省 略 】</p>	<p>ウ 宿泊費</p> <p>(ア) 対象とする費用は、労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用とする。ただし、1泊当りの宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。</p> <p>(イ) 受注者は、様式2-2に(ア)に要した費用等を取りまとめ、宿泊費に係る領収書等の写しを添付し、監督員に提出すること。なお、領収書等については、宿泊した労働者ごとに提出すること。</p> <p>(ウ) 1泊当りの宿泊費の上限額は、<u>7,238</u>円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を除く。）とする。</p> <p>別紙-1 ～ 様式-3 【 省 略 】</p>	<p>字句の改正</p>